

次期総合計画策定要領

1 計画策定の基本方針

(1) 総合計画の構成及び期間等

次期総合計画については、社会経済情勢の変動の加速度が増す状況に適切に対応するため、基本構想と基本計画を一つのものとし、計画期間を令和 17 年度までの 10 年間とするとともに、目標数値及び重点施策の設定は、実施計画で行うこととする。

表：みらい創生プランと次期計画の比較

		みらい創生プラン	次期計画
基本 構 想 ・ 基 本 計 画	計画 期間	(基本構想) 平成 13 年度～令和 7 年度	令和 8 年度～令和 17 年度
		(基本計画) 平成 29 年度～令和 7 年度	
	構成	(基本構想) 将来像、基本条件、施策大 綱、目標	10 年後の展望、施策大綱（市 の将来像）、目標、施策、展 開方針
		(基本計画) 計画目標（数値目標）、施 策、展開方針（評価指標）、 重点施策の設定	
実 施 計 画	計画 期間	令和 3 年度～令和 7 年度	令和 8 年度～令和 12 年度
	構成	基本計画に定めた重点施策に ついて、基本目標の下に数値 目標、重点施策の下に K P I 及び事業を設定（地方版総合 戦略と一致）	目標数値を定めた基本目標の 下に重点施策を設定するとと もに、展開方針の下に K P I 及び事業を設定（地方版総合 戦略と一致）

(2) 地方人口ビジョン及び地方版総合戦略との関係性

市町村においては、まち・ひと・しごと創生法第 10 条の規定により、国の総合戦略を勘案して、市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略（以下「地方版総合戦略」という。）を定めるよう努めなければならないとされている。また、国の総合戦略と同様、地方版総合戦略を定めるに当たっても、地方公共団体における人口の現状及び将来の見通しを踏まえるよう努めることが考えられるとされている。事務の効率化及び計画相互の整合性を図る観点から、次期実施計画は「（仮称）三浦市版総合戦略（第 3 期総合戦略）」を兼ねるものとする。

(3) 市民参加

住民、産業界、関係行政機関、教育機関、金融機関、労働団体及びメディア（産官学金労言）等で構成する総合計画審議会での審議をはじめ、市民アンケート、ワークショップ及びパブリックコメントなどにより、積極的な市民参加を促すものとする。

(4) 庁内での検討組織

総合計画策定に関する庁内での検討を進めるため、関係する部課等の職員で構成するプロジェクトチームを設置する。

2 基本構想・基本計画

(1) 基本構想・基本計画の構成と策定方針

ア 10 年後の展望

- (ア) 市の現状と課題
- (イ) 今後予測される社会経済情勢の変動
- (ウ) 市民等に求められる姿勢

イ 施策大綱（市の将来像）

10 年後の展望に基づき「ひと」、「まち」、「しごと」、「自然」の将来像を明示する。

ウ 目標・施策・展開方針

市の将来像実現のために掲げる行政分野別目標と 10 年間で展開する施策及び具体的な方針を定める。

（２）進行管理

計画期間内における進行管理は、行政評価システムによる施策評価によって行うものとし、原則として施策の方向と基本的内容の見直し（改定）は行わない。

3 実施計画

（１）位置付け

今後 5 年間で進める重点施策について、財政推計と連動した個別の実施計画事業を定めるとともに、毎年度の予算編成、事業実施の指針を定める。

なお、数値目標を定め、行政評価の対象とする。

（２）策定方針

ア 基本方針

国の「地方創生 2.0 基本構想」及び神奈川県第 3 期総合戦略等の内容を勘案し、SDGs 等、本市において取り組むべき内容を盛り込む。

策定にあたっては、次の 4 つの作業を同時進行する。

（ア）重点施策及び重点施策に係る 5 年間の K P I の設定

（イ）財政推計

（ウ）実施計画事業プランの策定

（エ）令和 8 年度予算編成

イ 事業費の仕分け

財政推計の構造上、全ての事業費を下記のとおり、義務的経費、実施計画事業費及びその他経費に仕分けする。重点施策推進に資する主要な事業を実施計画事業とする。

経費区分		内容
1 義務的経費	1 公債費	
	2 扶助費（国県補助事業及び法等の定めにより市の裁量が及ばない事業）及び審査支払手数料等扶助費に伴う事務費	
	3 人件費（産休・育休補充分を含み、実施計画事業費及びその他経費の報酬を除く。）	
	4 債務負担行為・長期継続契約・継続費に係る年度割額（更新を含み、指定管理者業務を除く。）	
	5 選挙費（報酬を含む）	
	6 統計調査費	
	7 繰出基準に基づく他会計繰出金	
	8 特別会計における保険給付費・拠出金	
	9 予備費（一般会計のみ。）	
2 実施計画事業費	重点施策推進に資する事業	
3 その他経費	1 経常的経費	1 施設の維持管理費
		2 施設の維持補修費（建設改良を除く。）
		3 市有財産の維持管理経費
		4 非常勤特別職の報酬（選挙に係るもの以外で日額、回数で額を定めるもの）
		5 複数の課等にまたがる事務に係る経常的な共通経費
		6 常備消防委託等事業及び広域ごみ処理事務委託事業の経費
		7 上記以外の経常的経費（実施計画事業を除く。）
	2 臨時的経費	1 繰出基準に基づかない他会計繰出金
		2 上記以外のもの（新たな債務負担行為、債務保証又は損失補償に設定する事業を含む。）

ウ 財政推計

下記に基づき一般会計の財政推計を行う。

また、下記に準じ特別会計及び企業会計においても財政推計を行うものとする。

(ア) 推計期間

財政推計の期間は5年間とする。

(イ) 歳入見込

次の項目に区分し、現制度により見込むことを基本とし、詳細は別途定める。

- a 市税
- b 地方交付税
- c 国県支出金
- d 市債
- e 財政調整金繰入金
- f その他収入

(ウ) 歳出見込

次の項目に区分し、見込むこととし、詳細は別途定める。

- a 義務的経費
- b 実施計画事業費
- c その他経費

エ 実施計画事業プランの策定手順

(ア) 実施計画事業の要求（令和7年11月）

実施計画事業の要求は別途通知に定める様式（以下「指定様式」という。）により部門ごとに行うものとし、5年間を実施計画の計画期間とする。

要求期間における実施計画事業費の総額の要求限度額は、令和7年度当初予算額（一般財源ベース）の1.1倍に5を乗じた額とする。ただし、特に多大な経費を要する事業の要求が必要な場合で、当該限度額の範囲での要求が不可能な場合には、限度額の範囲での要求が不可能な理由を指定様式に明記して要求するものとする。

(イ) 実施計画事業ヒアリング（令和7年11月）

実施計画事業について各部門別にヒアリングを実施する。

(ウ) 実施計画事業の査定（令和7年11月～令和7年12月）

令和8年度予算編成と並行して査定を行う。

(エ) 実施計画事業の選定

当該事業の市長査定を経て、実施計画事業を選定する。

(オ) 次期実施計画の調製

(エ)の結果から、次期実施計画を調製する。

オ 次期実施計画期間中の新規実施計画の取扱い

計画期間内において必要となった新規実施計画相当事業については、計画期間内における実施計画経費の歳出削減努力等により、原則として当該経費の範囲内で部ごとに要求することとし、選定については予算査定において行うものとする。

カ 次期実施計画期間中のKPIの変更について

計画期間内において、現行制度や社会経済情勢の変化により実態と次期実施計画との乖離が生じるような場合には、必要に応じてKPIの目標数値を変更することができるものとする。

附則

この要領は、令和7年1月10日から施行する。

附則

この要領は、令和7年 月 日から施行する。